

 インターネット専用キャンペーン定期預金「10周年記念定期預金」

2026年4月1日現在

1. 預金種類	自由金利型定期預金 (M型) <スーパー定期預金>
2. 販売対象	とよしんインターネット支店にて普通預金口座・とよしん「WEBバンキングサービス」をご契約のお客さま。
3. 預入期間	6か月、1年の定型方式 <ul style="list-style-type: none"> 満期日は預入応答日になります。 自動継続 (元金継続型または元利継続型のいずれか) のお取扱いとなります。
4. 預入 (受入) (1) 預入 (受入) 方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 ※とよしん「WEBバンキングサービス」でのお取扱いに限ります。 1口 50万円以上、金額上限なし 1円単位
5. 払戻 (支払) 方法	お客さまが当金庫所定の解約 (払戻) 操作を行い、且つ当金庫の手続きが完了した時点で一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課税方式	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 (預入時の適用金利を満期日の前日まで適用します。) 適用金利については「とよしんインターネット支店ホームページ」 (https://www.toyoshin.co.jp/netbranch/) にてご確認ください。 <p>元金継続型</p> <ul style="list-style-type: none"> 満期日に一括して支払います。 <p>※とよしんインターネット支店のご本人名義のインターネット専用普通預金口座に、ご入金させていただきます。</p> <p>元利継続型</p> <ul style="list-style-type: none"> 満期日に、元金に組入れて継続させていただきます。 <p><単利型>6か月、1年の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 付利単位を1円、1年を365日とする日割計算で、お預入れ期間が1年以内の場合は単利計算です。 継続を停止した場合、満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 <p>(4) 課税方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 少額貯蓄非課税制度 (マル優) のお取扱いはできません。 お利息には、20.315%の税金がかかります。 <p>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。</p>
7. 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 本口座は、とよしんインターネット支店専用商品です。当金庫本支店の窓口でのお取引はできません。 口座開設にあたり、とよしん「WEBバンキングサービス」のご契約が必要です。 通帳、証書の発行はいたしません。 総合口座でのお取扱いならびに担保預金としてのお取扱いはできません。 ATMによるお取扱いはできません。 お1人様1金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本1,000万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。 <p>その他ご不明な点につきましては「とよしんインターネット支店コールセンター」 (フリーダイヤル:0120-153-088) までお問い合わせください。</p>
8. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、当金庫所定の中途解約金利が適用されます。 預入期間に応じた期限前解約利息とともにお支払いします。 解約処理日は、お客さまが当金庫所定の解約 (払戻) 操作を行い、且つ当金庫の手続きが完了した日となります。
9. 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、リスク統括部お客様相談室 (9時～17時、電話:0565-31-1616) にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会 (電話:052-203-1777)、東京弁護士会 (03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話:03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客さまから、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。